

# 安易に借金をしてはいけません ～多重債務に陥らないために～

## ① 多重債務の恐ろしさ

消費者金融（ローン）やクレジット（注）の無計画な利用により、借金が雪だるま式に増えてしまう「**多重債務**」状態に陥るケースが増えています。中には、夜逃げや自殺など深刻な状況に追い込まれる人もいます。

（注）クレジットカードによる商品の購入、分割払いによる商品の購入などが例。

## ② ローンもクレジットも借金です

私たちは、お店でクレジットカードを提示するだけでお金を支払わずに商品を購入することができます。

しかし、クレジットカードの利用も、消費者金融からの借入れと同じ「**借金の契約**」です。その契約に基づいて、あなたは後でお金を支払わなければなりません。

また、お金を借りるローンには、住宅ローンや自動車ローンのように使い道が限定されたものと使い道が自由なものがありますが、使い道が自由なローンほど金利が高い傾向にあります。

消費者金融の利用者は

**1,000万人以上！**

そのうち半数以上は複数の  
消費者金融を利用！



5件以上の消費者金融の  
利用者は**約130万人！**

返済が3ヶ月以上滞って  
いる利用者は

**約190万人!!**

（注）人数は全国信用情報センター連合会のデータによる（平成19年12月現在）

## ③ 金利の負担に注意しましょう

借りたお金を返済する時は、借りた金額に金利を加えて返さなければなりません。

毎月の返済額は同じでも、**金利が高いほど返済の負担は重くなり、また、返済に要する期間も長くなります**。

金利と合わせて、**いくら返済しなければならないのか**、よく注意する必要があります。

100万円借り入れて**毎月2万5千円**  
返済する場合の金利を合わせた返済  
額と返済期間

- ・ 年利 5% ⇒110万円（3年8ヶ月）
- ・ 年利 15% ⇒139万円（4年8ヶ月）
- ・ 年利29.2% ⇒377万円（12年7ヶ月）

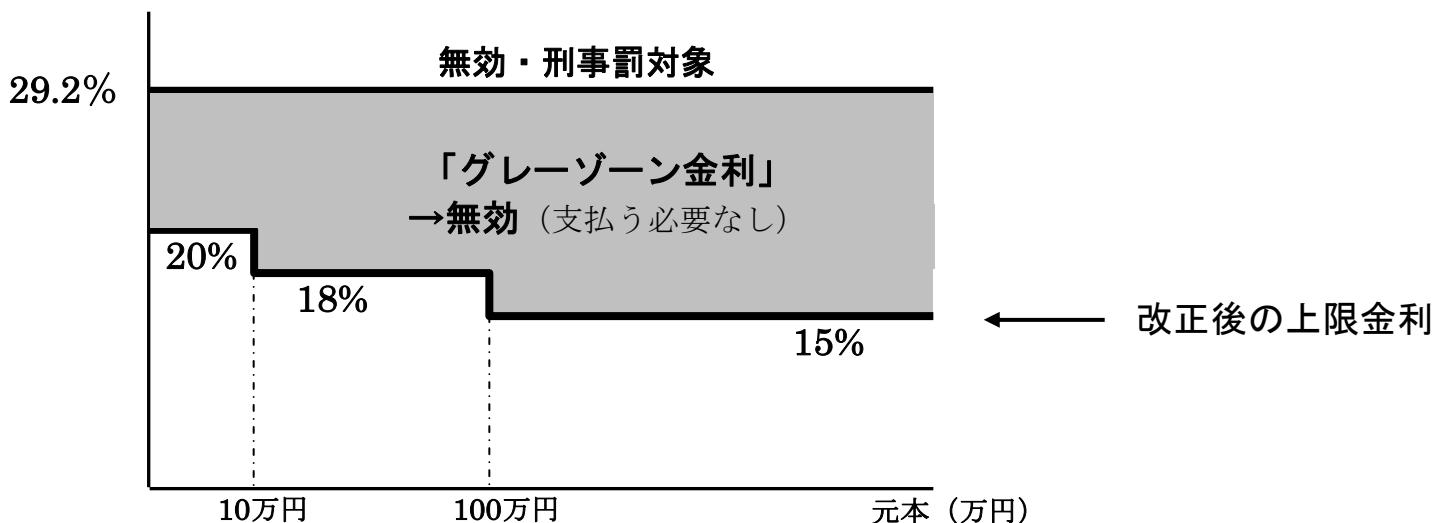
※ 現行法上、年利29.2%を超えて業として貸付けを行うと、貸し手は刑事罰の対象となります。  
なお、15～20%を超える金利は無効で、借り手には返済義務はありません。（④参照）

#### ④ グレーゾーン金利は支払義務はありません

15～20%超 29.2%以下の金利部分はグレーゾーン金利と呼ばれています。

グレーゾーン金利は無効であり、支払う必要はありません。ただし、現在の法律では、借り手が任意に支払って、かつ、貸金業者が必要な書面を交付した時には、このグレーゾーン金利の支払いが有効とみなされる場合もあるので注意が必要です。

なお、法改正により、グレーゾーン金利は平成19年12月19日から2年半以内に廃止されます。



#### ⑤ 多重債務に陥らないために注意すること

ローンやクレジットを利用する際の注意点をまとめました。

1. それは本当に必要なお金（もの）ですか？
2. 今すぐ必要なお金（もの）ですか？
3. 金利はどのくらいかかりますか？
4. 自分の収入で、きちんと返済していけますか？
5. 借金返済のための借金ではないですか？



#### ⑥ 多重債務に陥ってしまったら

万が一、自分の収入で借金を返済できない状況になってしまっても、安易に返済のための借金をしてはいけません。それは、借金が雪だるま式に増える多重債務の始まりです。

最寄りの地方自治体などの多重債務問題の相談窓口<sup>おなやみなし</sup>に速やかに相談し、解決策を立てましょう。相談窓口としては、他に以下のような団体があります。

- 日本司法支援センター（法テラス） 電話 0570-078374
- (財)日本クレジットカウンセリング協会 電話 03-3226-0121
- 日本弁護士連合会 電話 03-3580-9841
- 日本司法書士会連合会 電話 03-3359-4171